

第2章 行政機構

1 総論

平成15年度の機構及び定員については、「負担に値する質の高い小さな政府」を実現するとの考え方の下、時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るとの基本的考え方に立ち、「中央省庁等改革基本法」（平成10年法律第103号）、「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定）等を踏まえ、政府全体として、効率的な定員配置と定員の縮減をはじめ、行政組織の減量・効率化の一層の推進を図るため、その要求は従来にも増して厳選したものとする事とされた。

また、独立行政法人及び特殊法人等の新設・改廃に係る要求については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に係る措置を確実に反映させる事とされた。

このような中、BSEの発生、食品の不正表示、無登録農薬問題等の反省を踏まえ、「食品安全行政に関する関係閣僚会議取りまとめ」において、消費者の健康保護を最優先に、食品安全行政にリスク分析手法を導入するとともに、リスク評価を行う食品安全委員会の設置が決定され、食品のリスク管理を担う農林水産省においても、消費者保護や食品の安全性の確保の観点から、リスク管理部門の産業振興部門からの分離・強化を行うなど、所要のリスク管理体制の見直しを図ることとし、消費者を重視した農林水産行政を確立するため、農林水産省組織の再編整備を行った。

2 機構等

(1) 農林水産省設置法の一部改正

ア 林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律（平成15年法律第52号）附則第5条による改正（平成15年7月1日施行）

農林水産省の所掌事務における「林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること並びに林業改善資金の貸付けについての助成に関すること。」が

「林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること並びに林業・木材産業改善資金の貸付けについての助成に関すること。」に改められた。

イ 農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第70号）による改正（平成15年7月1日施行）

(ア) 農林水産省の所掌事務に「農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関するものを除く。）」が追加され、この所掌事務に包括される「肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品及び医療用具の安全性の確保に関すること（農薬にあっては、環境省の所掌に属するものを除く。）」が削除された。

(イ) 外局の食糧庁の廃止に伴い、その所掌していた主要食糧事務について内局に移管させることとし、農林水産省の所掌事務における「飲食物品（酒類及び主要食糧である農産物を主な原料とするものを除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。」が「飲食物品（酒類を除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。」に改められ、「主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。」並びに「主要食糧を主な原料とする飲食物品（酒類を除く。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。」が削除された。

(ウ) 地方支分部局に北海道農政事務所が新設され、北海道統計情報事務所が北海道統計・情報事務所に改められ、これに伴う所要の規定の整備が行われた。

(エ) 農林水産省の所掌事務の改正並びに食糧事務所における主要食糧事務を地方農政局へ統合したことに伴い、地方農政局に該当する所掌事務において所要の整備を行った。

(オ) 地方農政局の所掌事務において「農林水産省の所掌事務に係る調査資料その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供に関すること。」

が「農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。」に改められ、「食糧事務所の所掌事務のうち食品の生産及び流通の改善及び調整のために行う調査その他の事務につき必要な指示を行う事務を分掌する。」が削除された。

(カ) 地方農政事務所が新設され、これに伴う所要の規定の整備が行われた。

(キ) 統計情報事務所及び統計情報事務所の出張所が統計・情報センターに改められ、これに伴う所要の規定の整備が行われた。

(ク) 食糧庁並びにその地方支分部局である食糧事務所及び支所が廃止され、これに伴う整備が行われた。

ウ 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成16年法律第11号）附則第20条による改正（平成16年3月31日施行）

農林水産省の所掌事務における「奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。」の期限が、平成16年3月31日から平成21年3月31日に延長された。

(2) 農林水産省組織令の一部改正

ア 林業改善資金助成法施行令及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第249号）附則第3条による改正（平成15年7月1日施行）

林野庁林政部及び同部企画課の所掌事務における「林業改善資金の貸付けについての助成に関すること。」が「林業・木材産業改善資金の貸付けについての助成に関すること。」に改められた。

イ 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成15年政令第277号）による改正（平成15年7月1日施行）

(ア) 大臣官房

- a 大臣官房の所掌事務の改正
- b 総括審議官1名及び参事官2名の設置並びに審議官1名の廃止
- c 政策報道官の設置
- d 総務課及び企画評価課の所掌事務の改正
- e 情報システム課を情報課に改組、環境政策課の新設
- f 総合食料局から国際部を移管、国際部に国際政策課、国際経済課、国際調整課、貿易関税課及び国際協力課を設置

g 統計情報部を統計部に改組、統計部に管理課、統計企画課、経営・構造統計課及び生産流通消費統計課を設置

(イ) 総合食料局

- a 総合食料局の所掌事務の改正
- b 次長の新設
- c 総務課及び食品産業企画課の所掌事務の改正
- d 食料企画課の設置並びに食料政策課、消費生活課及び品質課の廃止
- e 食糧部の設置、食糧部に計画課、消費流通課及び食糧貿易課を設置

(ウ) 消費・安全局

- a 消費・安全局の設置
- b 総務課、消費・安全政策課、表示・規格課、農産安全管理課、衛生管理課、植物防疫課及び消費者情報官を設置

(エ) 生産局

- a 生産局の所掌事務の改正
- b 農産振興課の所掌事務の改正
- c 生産資材課及び植物防疫課の廃止等
- d 畜産振興課の設置並びに畜産技術課、飼料課及び衛生課の廃止等

(オ) 地方農政局

- a 次長1名（東海農政局を除く。）の設置
- b 消費・安全部及び食糧部の設置、生産経営部を生産経営流通部に、統計情報部を統計部に改組、企画調整部の廃止
- c 地方農政事務所の名称、位置及び管轄区域の規定の整備

(カ) 北海道農政事務所及び北海道統計・情報事務所の位置及び管轄区域の規定の整備

(キ) 食糧庁、食糧管理講習所及び食糧事務所の廃止に伴う所要の規定の整備

ウ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成15年政令第329号）による改正（平成15年10月1日施行）

農村振興局計画部及び整備部の事務について所要の規定の整備が行われた。

エ 独立行政法人農畜産業振興機構法施行令（平成15年政令第342号）による改正（平成15年10月1日施行）

生産局総務課及び畜産部畜産企画課の事務について所要の規定の整備が行われた。

オ 独立行政法人農林漁業信用基金法施行令（平成15年政令第344号）による改正（平成15年10月1日施行）

大臣官房、経営局、林野庁林政部及び水産庁漁政部の事務について所要の規定の整備が行われた。

カ 独立行政法人北方領土問題対策協会法施行令（平

成15年政令第359号)による改正(平成15年10月1日施行)

水産庁漁政部の事務について所要の規定の整備が行われた。

キ 独立行政法人国際協力機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成15年政令第410号)による改正(平成15年10月1日施行)

大臣官房の事務について所要の規定の整備が行われた。

ク 独立行政法人緑資源機構法施行令(平成15年政令第438号)による改正(平成15年10月1日施行)

農村振興局及び林野庁林政部の事務について所要の規定の整備が行われた。

ケ 農林水産省組織令の一部を改正する政令(平成15年政令第455号)による改正(平成16年2月19日施行)

(ア) 消費・安全局の所掌事務に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)の施行に関すること。」が追加された。

(イ) 消費・安全局農産安全管理課の所掌事務に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の施行に関すること。」が追加された。

コ 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成16年政令第96号)第5条による改正(平成16年3月31日施行)

農村振興局の所掌事務の特例における「奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。」の期限が、平成16年3月31日から平成21年3月31日に延長された。

(3) 農林水産省組織規則の一部改正

ア 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(平成15年農林水産省令第36号)による改正(平成15年4月1日施行)

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 農村振興局地域振興課にグリーン・ツーリズム推進室が新設され、同課の都市農村交流推進官が廃止された。

(b) 農村振興局整備部農地整備課に経営体育成基盤整備推進室が新設され、同課の農道整備調査官が廃止された。

b 専門官の新設等

部局名	名 称	所掌事務
農村振興局	企画官	土地改良企画課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち農村振興局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務

(イ) 施設等機関関係

a 横浜植物防疫所成田支所の「羽田出張所」の名称が「羽田空港出張所」に改められた。

b 名古屋植物防疫所の「小牧出張所」の名称が「名古屋空港出張所」に、同植物防疫所清水支所の位置が「清水市」から「静岡市」に改められた。

c 門司植物防疫所福岡支所の「板付出張所」の名称が「福岡空港出張所」に改められた。

d 門司植物防疫所鹿児島支所の「溝辺出張所」の名称が「鹿児島空港出張所」に改められた。

e 動物検疫所成田支所の「東京空港出張所」の名称が「羽田空港出張所」に、位置が「清水市」から「静岡市」に改められた。

(ウ) 地方支分部局関係

a 組織の改正等

大和紀伊平野農業水利事務所、同事務所紀伊平野農業水利事業建設所及び同事務所第二十津川紀の川農業水利事業建設所が新設され、南近畿土地改良調査管理事務所の紀伊平野農業水利事業建設所及び第二十津川紀の川農業水利事業建設所が廃止される等、各事務所及び事業所の組織改廃に伴う所要の規定の整備が行われた。

b 専門官の新設等

中国四国農政局整備部農村整備課に地域資源循環専門官が新設され、同課の集落排水専門官が廃止された。

(エ) 水産庁関係

a 専門官の新設等

部局名	名 称	所掌事務
漁政部	水産加工専門官	水産加工業に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務

増殖推進部	管理官	独立行政法人水産大学校及び独立行政法人水産総合研究センターの施設の整備についての連絡調整及び指導に関する事務
-------	-----	--

イ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成15年農林水産省令第62号）による改正（平成15年7月1日施行）

(ア) 本省内部部局関係

a 組織改正及び専門官の新設等

(a) 大臣官房

- ① 総務課に報道室及び報道連絡調整官を新設
- ② 企画評価課に政策調整室を新設
- ③ 文書課に企画官及び情報公開審査官を新設
- ④ 予算課に企画官を新設
- ⑤ 情報課に情報分析室及び図書資料室並びに調査官、行政情報調整官及び情報企画官を新設
- ⑥ 環境政策課に資源循環室、環境企画官、地球環境専門官及びバイオマス専門官を新設
- ⑦ 国際政策課に对外政策調整室、国際専門官、海外情報官及び海外連絡調整官を新設
- ⑧ 国際経済課に国際貿易機関室、国際専門官及び渉外調整官を新設
- ⑨ 国際調整課に地域調整室、国際専門官及び国際調整官を新設
- ⑩ 貿易関税課に国際専門官及び関税調整官を新設
- ⑪ 国際協力課に海外技術協力室、国際農業機関調整官及び海外技術協力官を新設
- ⑫ 統計企画課にシステム管理室、統計調整官、統計管理官、数理官及び統計システム管理官を新設
- ⑬ 経営・構造統計課にセンサス統計室、センサス統計調整官及び統計管理官を新設
- ⑭ 生産流通消費統計課に消費統計室、消費統計調整官、統計管理官及び調査技術専門官を新設

(b) 総合食料局

- ① 総務課に経理室、情報管理室、調査官、管理官、監査官、情報管理官、審査官、指導官、決算専門官、国有財産管理官及び営繕専門官を新設
- ② 食料企画課に企画官、指導官及び調査専門官を新設
- ③ 計画課に生産調整推進室、企画官、指導官、米流通調整官及び国際専門官を新設
- ④ 消費流通課に流通加工対策室及び指導官

を新設

- ⑤ 食糧貿易課に指導官及び麦流通管理官を新設

(c) 消費・安全局

- ① 総務課に調査官、食品安全危機管理官、会計専門官及び管理官を新設
- ② 消費・安全政策課に国際室及び企画官を新設
- ③ 表示・規格課に食品表示・規格監視室、表示・規格専門官及び監視専門官を新設
- ④ 農産安全管理課に農薬対策室及び生産安全専門官を新設
- ⑤ 衛生管理課に国際衛生対策室、薬事・飼料安全室、魚類安全室、家畜衛生専門官、飼料安全管理官及び飼料安全専門官を新設
- ⑥ 植物防疫課に検疫対策室及び生産安全専門官を新設
- ⑦ 消費者情報官に消費生活専門官及び食生活改善指導官を新設

(d) 生産局

- ① 総務課に生産政策室並びに農産調査官及び畜産調査官を新設
- ② 畜産企画課に畜産総合推進室を新設
- ③ 畜産振興課に生産技術室、需給対策室、草地整備推進室、首席畜産専門官、畜産専門官及び飼料専門官を新設

(e) 経営局

総務課に調査官及び経営調査官を新設

(f) 農村振興局

総務課に調査官を新設

地域振興課に企画官を新設

(イ) 施設等機関関係

農林水産研修所に食料消費技術研修館を新設

(ウ) 地方支分部局関係

a 地方農政局

(a) 企画調整室並びに調整官、企画官及び地域農政調整官を新設

(b) 総務部に情報推進課及び行政情報調整官が設置され、情報推進課（中国四国）に地域農政情報推進官を新設

(c) 消費・安全部に次長（関東、近畿、九州）、消費生活課、表示・規格課、安全管理課、地域課及び消費・安全調整官（東北、北陸、東海、中国四国）を新設

- ① 消費生活課に消費者行政専門官及び食育情報専門官を新設

② 表示・企画課に表示・規格指導官を新設 (d) 食糧部に食糧調整課、計画課、消費流通課、食糧貿易課（東北、東海）及び倉庫課（東海）を新設		専門技術上の事項についての調査及び連絡調整に関する事務						
① 食料調整課に会計室及び情報管理室を新設 ② 計画課に農政業務管理官を新設 ③ 消費流通課に検査技術指導官及び業務管理官を新設	経営局 情報対策専門官	農業構造の改善に係る情報化の促進に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務						
(e) 生産経営流通部に検査指導課、食品課を新設 ① 検査指導課に農業協同組合検査官を新設 ② 食品課に農政調整官、流通指導官、中央卸売市場検査官及び商品取引所検査官を新設	農村振興局 農業水利施設企画官	農業水利施設の維持保全及び更新に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務						
(f) 統計部に統計企画課、経営・構造統計課及び生産流通消費統計課を新設	(イ) 施設等機関関係	動物検疫所検疫部に管理指導課が新設された。						
b 地方農政事務所 所掌事務及び内部組織等について所要の規定の整備が行われた。	(ウ) 地方支分部局関係	九州農政局生産経営流通部検査指導課に農業協同組合検査官が新設され、東北及び中国四国農政局農村計画部事業計画課に環境計画専門官が新設された。						
c 地方農政局の統計・情報センター 名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織等について所要の規定の整備が行われた。	(エ) 水産庁関係	北海道漁業調整事務所漁業監督課に外国漁船管理官が新設された。						
d 北海道農政事務所 内部組織等について所要の規定の整備が行われた。	(オ) 独立行政法人化関係	農林漁業信用基金、農畜産業振興事業団、緑資源公団及び水資源開発公団が独立行政法人化されたことに伴い、所要の規定の整備が行われた。						
e 北海道統計・情報事務所 内部組織等について所要の規定の整備が行われた。	(カ) 市町の廃置分合関係	東海農政局四日市統計・情報センターの管轄区域に「いなべ市」が追加された。（平成15年12月1日施行）						
f 北海道統計・情報事務所の統計・情報センター 名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織等について所要の規定の整備が行われた。	(キ) その他	外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号）及び同法施行令に基づく外国漁船の寄港許可申請について、所要の規定整備が行われた。						
(ニ) 林野庁関係 林政課に調査官を新設	エ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成15年農林水産省令第118号）による改正（平成16年2月19日施行）	消費・安全局農産安全管理課審査官の所掌事務において「審査官は、命を受けて、遺伝子組換え生物の適正な使用に係る審査に関する専門技術上の事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。」が「審査官は、命を受けて、生物の多様性の確保の						
(ホ) 水産庁関係 漁政課に水産調査官及び調査官を新設	ウ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成15年農林水産省令第112号）による改正（平成15年10月1日施行） (フ) 本省内部部局関係 a 専門官の新設等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th><th>名 称</th><th>所掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費・安全局</td><td>審査官</td><td>遺伝子組換え生物の適正な使用に係る審査に関する</td></tr> </tbody> </table>	部局名	名 称	所掌事務	消費・安全局	審査官	遺伝子組換え生物の適正な使用に係る審査に関する	
部局名	名 称	所掌事務						
消費・安全局	審査官	遺伝子組換え生物の適正な使用に係る審査に関する						

観点からの遺伝子組換え生物等の使用等の規制に係る審査に関する事務を行う。」に改められた。

オ 市町の廃置分合関係

市町の廃置分合に伴い、統計・情報センター及び森林管理署の名称、位置及び管轄区域等について所要の改正が行われた。(平成15年農林水産省令第47号・第85号・第112号、平成16年農林水産省令第3号・第7号・第11号)

カ 農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令(平成15年農林水産省令第105号)による改正(平成15年10月1日施行)

(ア) 技術政策課の所掌事務に「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の組織及び運営一般に関すること。」が追加された。

(イ) 先端産業技術研究課の所掌事務において「生物系特定産業技術研究推進機構の監督に関すること。」が「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の行う独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法(平成11年法律第192号。以下「研究機構法」という。)第13条1項第4号から第8号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に関すること。」に改められた。

(ウ) 地域研究課の所掌事務において「独立行政法人農業技術研究機構の行う試験及び研究と農林水産省の本省及び外局の内部部局の所掌する事務との連絡調整に関すること(国際研究課の所掌に属するものを除く。)」が「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の行う試験及び研究(研究機構法第13条第1項第1号及び第2号に掲げる業務に係るものに限る。)と農林水産省の本省及び外局の内部部局の所掌する事務との連絡調整に関すること(国際研究課の所掌に属するものを除く。)」に、「独立行政法人農業技術研究機構に関すること。」が「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の行う研究機構法第13条第1項第1号から第3号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に関すること。」に改められた。

3 定 員

(1) 定員の増員状況

新たな定員削減計画の第3次分が実施された。一方、定員増については、総定員増加の抑制という厳しい状況の下であるが、農林水産省において75人の新規増が認められたほか、内部振替による増減が行われた。

定員増減の内訳は次のとおりである。

ア 行政機関職員定員令第1条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
本 省	15,676人	24,352人	8,676人
食 糧 庁	9,300人	0人	△9,300人
林 野 庁	539人	539人	0人
水 産 庁	956人	947人	△ 9人
計	26,471人	25,838人	△ 633人

イ 行政機関職員定員令第3条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
林 野 庁	5,695人	5,438人	△ 257人
計	5,695人	5,438人	△ 257人

(2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減等のため、平成15年度における定員関係法令の改正は次のとおり行われた。

ア 行政機関職員定員令の一部を改正する政令(平成15年政令第167号)

イ 公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成15年政令第201号)第1条による行政機関職員定員令の一部改正

ウ 行政機関職員定員令の一部を改正する政令(平成15年政令第233号)

エ 食品安全委員会令(平成15年政令第273号)附則による行政機関職員定員令の一部改正

オ 農林水産省組織令の一部を改正する政令(平成15年政令第277号)附則第5条・12条による行政機関職員定員令の一部改正

カ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令(平成15年農林水産省令第37号)

キ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令(平成15年農林水産省令第71号)